

## 熊本市被災事業者復旧支援補助金交付要綱

制定 令和7年9月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年8月10日からの大雨による被害を受け、事業継続が困難となった事業者を支援し、地域経済の維持や賑わい創出を図るため、熊本市被災事業者復旧支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、熊本市補助金等交付規則（昭和43年10月1日規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「令和7年8月10日からの大雨」とは、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨のうち熊本市内で特に雨量の多い令和7年8月10日から令和7年8月11日にかけての大雨をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、令和7年8月10日からの大雨による被害について熊本市商業金融課から災証明書の発行を受けた事業所の所有者又は使用者とする。ただし、当該事業所に関し、既に別の補助対象者がこの要綱に基づき補助金の交付を受けている場合は、補助対象者となることができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 市税の滞納がある場合（分割納付を誓約し、かつ、当該分割納付を履行していると認められる者は除く。）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から同条第10項の対象となる営業を行う場合
- (3) 政治活動又は宗教活動を行う場合
- (4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する場合

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う令和7年8月10日からの大雨による被害を受けた事業所の消毒とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年8月11日以降に発生し、支出の完了した補助事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 外注した業者に支払った経費
- (2) 消毒液及び塗布用具の購入経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 国、県その他の団体又は熊本市の他の制度において補助を受けた経費
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) 令和7年8月10日からの大雨による被害について保険金（共済金）の支払を受けた経費（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1件につき5万円を上限とする。

2 算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の制限)

第7条 この要綱に基づく補助金の交付を受けたものは、再度、同一の事業所において補助金の交付の申込みを行うことはできない。

(交付の申込み)

第8条 補助金の交付の申込みをしようとするものは、熊本市被災事業者復旧支援補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書及び同意書(様式第2号)
- (2) 熊本市商業金融課が発行するり災証明書の写し
- (3) 消毒を実施したことによる支払を証明する書類(領収書等)
- (4) 通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類等

2 事業所を複数所有している申込者は、当該事業所ごとに申し込むことができるものとする。

3 事業所の使用者が補助金の申込みを行うときは、所有者に同意を得るものとする。

(交付の決定及び交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査、書類確認、質問等を行い、予算の範囲内において補助金の交付決定及び交付額の確定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、交付が適当と認める場合は、熊本市被災事業者復旧支援補助金交付決定及び交付確定額通知書(様式第3号)により申込者に通知し、補助金の交付が不適当と認める場合は、熊本市被災事業者復旧支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

3 前項の規定による補助金の交付は、熊本市被災事業者復旧支援補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付の条件)

第10条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき(軽微な変更をしようとするときを除く。)は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (3) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収証等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(オンラインによる申込み等の手続)

第11条 この補助金に関する申込みは、オンライン(インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。以下同じ。)で行うことができることとする。

2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする申込者は、電子申請システム(オンラインで補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。)において、手続における必要事項を入力するとともに、手続に必要な添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。

(申込みの取下げ等)

第12条 申込者が、第8条の熊本市被災事業者復旧支援補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)を提出した後に申込みの取下げを行う場合には、熊本市被災事業者復旧支援補助金交付申請取下届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助対象者に係る交付決定を取り消すことができることとする。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第10条に規定する条件を遵守しなかったとき。
- (3) 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
- (5) 第9条に規定する熊本市被災事業者復旧支援補助金交付決定及び交付確定額通知書(様式

第3号)の交付後に前条の熊本市被災事業者復旧支援補助金交付申請取下届(様式第5号)を受理したとき。

(6) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

(7) その他法令、条例、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、熊本市被災事業者復旧支援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により補助対象者に通知する。

3 前項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、補助対象者が既に補助金の交付を受けている場合は、直ちにその返還を請求することとする。

(検査)

第14条 市長は、補助対象者に対し、補助金交付の対象となる事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができることとする。

(雑則)

第15条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

令和 年（ 年） 月 日

熊本市長 様

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

熊本市被災事業者復旧支援補助金交付申請書及び実績報告書

熊本市被災事業者復旧支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付を受けたいので、本補助金交付要綱第8条の規定に基づき、書類を添えて次のとおり提出します。

また、熊本市から交付される本補助金の請求を熊本市経済政策課長に委任するとともに、下記の金融機関口座に支払われるよう依頼します。

補助対象経費（税抜）	_____ 円（A）
補助金交付申請額 （A）×1/2	金 _____, 000円 ※1,000円未満は切捨て、上限5万円
消毒した事業所の所有者又は使用者の確認	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者
添付書類	(1) 誓約書及び同意書（様式第2号） (2) 熊本市商業金融課が発行するり災証明書の写し (3) 消毒を実施したことによる支払を証明する書類（領収書等） (4) 通帳の写し

金融機関名	銀行 信金 組合	支店名	本店 支店
金融機関 コード		支店 コード	
預金種目	普通・当座・その他	口座番号 (右詰めで記入)	
フリガナ			
口座名義人			

※ 口座名義人が代表者でない場合は、別途、委任状をご提出ください。

誓約書及び同意書

熊本市長 様

申込者 情報	住所 法人：本店 又は 主たる 事業所 個人事業主：代表者住所	〒
	フリガナ	
	名称	
	代表者役職・氏名	
事業所 情報	事業所名	
	事業所所在地	

私は、熊本市被災事業者復旧支援補助金の交付申請を行うにあたり、下記事項を守  
ることを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受け  
られないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっ  
ても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 市税の滞納はありません。
- 申込者の要件審査のため、熊本市市税の納付状況について照会することを承諾します。
- 事業所で行う営業活動は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項、政治活動及び宗教活動には該当しません。
- 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、若しくは、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申込者の要件審査のため、市が必要な場合は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号に規定するものではないか警察機関へ照会することを承諾します。
- 補助対象となる経費の全部又は一部について、他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。
- 熊本市が行う現地確認等に協力します。
- 浸水被害のあった事業所を消毒し、補助金の申込みを行うことについて、事業所の所有者から同意を得ています。
- 虚偽の申請、報告など、本補助金の交付に関して不正行為を行いません。

住 所  
名 称  
代表者職・氏名 様

熊本市長 大西 一史

### 熊本市被災事業者復旧支援補助金交付決定及び交付確定額通知書

令和 年（ 年） 月 日付で交付申請のありました熊本市被災事業者復旧支援補助金（以下「本補助金」という。）については、本補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり交付決定及び交付額の確定をいたしましたので通知します。

#### 記

1 事業等の名称

熊本市被災事業者復旧支援事業

2 対象経費及び支援金交付額は次のとおりとする。

対象経費	円
交付決定額及び交付確定額	円

3 補助金は、確定された金額を支給する。

4 交付の条件について

- (1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (3) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収証等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。

令和 年（ 経政発第 年） 月 日 号

住 所  
名 称  
代表者職・氏名 様

熊本市長 大西 一史

熊本市被災事業者復旧支援補助金不交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付で交付申請のありました熊本市被災事業者復旧支援補助金（以下「本補助金」という。）については、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、本補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の名称  
熊本市被災事業者復旧支援補助金
- 2 不交付の理由

第5号様式（第12条関係）

令和 年（ 年） 月 日

熊本市長 様

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

熊本市被災事業者復旧支援補助金交付申請取下げ届

令和 年（ 年） 月 日付で交付申請した熊本市被災事業者復旧支援補助金（以下「本補助金」という。）について、本補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 補助金の名称  
熊本市被災事業者復旧支援補助金
- 2 取下げ理由

令和 年（ 経政発第 号  
月 日

住 所  
名 称  
代表者職・氏名 様

熊本市長 大西 一史

### 熊本市被災事業者復旧支援補助金交付決定取消通知書

年度（ 年度）経政発第 号で交付決定及び交付確定通知のあった熊本市被災事業者復旧支援補助金（以下「本補助金」という。）について、本補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

- 1 補助金の名称  
熊本市被災事業者復旧支援補助金
- 2 取消の理由